

平成31年度簡易総合評価落札方式における事前登録要領

北海道オホーツク総合振興局産業振興部調整課で行う簡易総合評価落札方式により実施する制限付一般競争入札の技術評価項目申請事務の軽減化を目的として、入札毎に変動しない項目について事前登録制を実施します。事前登録された項目は参加する入札時の技術評価項目申請書の提出を省略することができます。

1 事前登録の対象となる申請者

次の(1)から(4)に該当するものとします。なお、受付は単体又は共同企業体での受付とし、単体で受付した場合は、共同企業体の構成員として参加する場合に活用できるものとします。

- (1) 北海道競争入札参加資格者で農業土木A等級に格付けされており、オホーツク総合振興局管内に主たる営業所を有する者
- (2) 北海道競争入札参加資格者で農業土木A等級に格付けされており、北海道内に主たる営業所を有し、共同企業体の構成員としてオホーツク総合振興局管内の農業土木A等級工事に参加を予定している者
- (3) 北海道競争入札参加資格者で農業土木B等級に格付けされており、オホーツク総合振興局管内に主たる営業所を有し、共同企業体の構成員としてオホーツク総合振興局管内の農業土木A等級工事に参加を予定している者
- (4) 経常建設共同企業体の結成においてオホーツク総合振興局を登録機関とし、農業土木A等級に格付けされている者

2 事前登録の対象とする項目等

- (1) 別添「技術評価項目申請書(事前登録届)」に記載されている項目を対象とします。
- (2) 登録済みの内容に変更又は追加がある場合には、「技術評価項目申請書(事前登録変更届)」により変更及び追加等ができるものとします。ただし、事前登録の変更又は追加の届出は、入札参加予定工事の公告に示している入札申込期限までとします。

3 事前登録をした場合について

- (1) 事前登録届及び事前登録変更届の受付後に、内容を確認し受理した評価項目を通知します。
- (2) 事前登録届により受理された評価対象項目は、有効期限のある項目を除き、事前登録通知日から**平成32年3月31日まで有効**となります。
- (3) 本申請を行うに当たっては、事前登録届及び事前登録変更届により受理した評価項目についての提出は、省略することができます。

4 事前登録をしない場合について

事前登録を行っていない場合、本申請を行うに当たっては、所定の様式により該当工事の公告に示した受付期間内に関係書類を添えて申請してください。

5 受付期間

- (1) 第1回受付期間は、**平成31年4月10日(水)**から**平成31年4月23日(火)**までとし、**その後は、5月7日(火)から随時受付を行います。**
- (2) 事前登録変更届は随時受付ですが、入札参加予定工事の入札申込期限まで変更手続きを完了させてください。

6 作成方法

申請項目の説明は、別紙「事前登録作成要領」を参照してください。

7 事前登録届又は事前登録変更届の提出について

(1) 提出書類

- ア 技術評価項目申請書（事前登録届）又は技術評価項目申請書（事前登録変更届） 1部
- イ 証明書類 1部
- ウ 返信用封筒 1枚 （定形郵便物の切手 一者申請の場合、92円）
（定形郵便物の切手 二者以上の申請の場合、140円）

【様式】

○事前登録届

- ①技術評価項目申請書（事前登録届）
- ②企業の施工能力等調書「様式-4（事前登録届）」
- ③担い手の育成・確保調書（1）「様式-6-1（事前登録届）」
- ④担い手の育成・確保調書（2）「様式-6-2（事前登録届）」
- ⑤地域の守り手確保調書（1）「別紙-7-1（事前登録届）」
- ⑥地域精通度に関する調書 「別紙2（事前登録届）」

○事前登録変更届

- ①技術評価項目申請書（事前登録変更届）
- ②企業の施工能力等調書「様式-4（事前登録変更届）」
- ③担い手の育成・確保調書（1）「様式-6-1（事前登録変更届）」
- ④担い手の育成・確保調書（2）「様式-6-2（事前登録変更届）」
- ⑤地域の守り手確保調書（1）「別紙-7-1（事前登録変更届）」
- ⑥地域精通度に関する調書 「別紙2（事前登録変更届）」

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※ 事前登録申請の内容について、不明な点等あれば問合せすることがあります。

(3) 提出先及び問合せ先

〒093-8585 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局 産業振興部 整備課 主査（農地整備）

電話 0152-41-0769

※ 該当工事の総合評価落札方式入札の申請は、事前登録の有無にかかわらず電子申請となります。

その際、事前登録された技術評価項目は、添付資料の提出が省略できます。

8 その他

(1) 事前登録して受理された項目において、有効期限のある項目等については、入札を希望する公告日に有効期限切れ等となる場合は無効となります。

該当する場合は、以下の項目について、事前登録変更届を提出するか、入札時の技術評価項目申請時に所定の様式により関係書類を提出してください。

②企業の施工能力等調書「様式-4（事前登録届）」のISOマネジメントシステムの取得の有無

③担い手の育成・確保調書（1）「様式-6-1（事前登録届）」

・直近の経営規模評価結果通知書が通知された場合は変更となります。

⑤地域の守り手確保調書（1）「別紙-7-1（事前登録変更届）」の労働安全衛生活動の有無

(2) 平成30年度簡易総合評価方式による事前登録要領及び（同）運用については廃止する。